

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、毎年7月下旬頃、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金改定の目安について答申しており、本年も2025年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行うことが見込まれる。昨年の中央最低賃金審議会は、全国加重平均50円の引上げを答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において、地域別最低賃金額が決定された。

茨城県では、中央最低賃金審議会の答申（目安額50円）から2円増加した52円の引上げが行われ、茨城県の2024年度最低賃金は1005円で、1000円を初めて超えた。

近年の食料品やガソリンの値上がり、最近の米価格の高騰等、消費者を取り巻く環境は厳しさを増している。厚労省の「毎月勤労統計調査 令和6年分結果確報」によると、現金給与総額（事業所規模5人以上）での実質賃金指数は、前年から-0.3%であり、3年連続での前年比マイナスとなっていて、物価上昇に賃金上昇が追いついていない現状がある。

最低賃金制度は「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する保全網（セーフティネット）」であり、最低賃金で働いたとしても人間らしい生活を持続的に営むことができるようにする必要がある。そして、最低賃金で働いたとしても健康で文化的な生活を持続的に営むためには、物価上昇に対応できるだけの最低賃金の引き上げが喫緊の課題といえる。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも、重大な問題である。労働者の生計費は最近の調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないと分析されている。地方では、都市部と比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されることから、自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。しかしながら、2024年度最低賃金は、最も高い東京都で1163円と、茨城県と東京都では158円の開きがある。総務省統計局の「住民基本台帳人口移動報告 2024年結果」によると、東京都の転入超過数は令和6年度が7万9285人であるが、茨

城県では令和6年度が－6040人である。このまま地域間格差が放置されれば、最低賃金の低い地域から高い地域への労働力移動は止まらず、地方経済の停滞をもたらすおそれがある。地方の労働力を確保し、地方経済を活性化するためにも、最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

この点について、2024年度の改定にあたり、徳島県は目安額50円を34円上回る84円の引上げを決定し、地域間格差是正に大きく前進している。日本弁護士連合会が行った徳島県調査では、雇用情勢、経営状況において大きな変化は見られていないとのことである。

もっとも、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、その支援も必要である。最低賃金引上に伴う中小企業への支援策として、現在、国は「業務改善助成金」制度により中小企業に対する支援を実施している。そして茨城県は、それを補完する制度として「いばらき業務改善奨励金」を実施し、一定の評価はできる。しかし、我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げてても円滑に企業運営が行えるように、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減する等のさらなる支援策を講じることが必要である。

当会は、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保のために、中央最低賃金審議会が本年度、地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の大幅な引上げを答申することを求める。

また、茨城地方最低賃金審議会においては、最低賃金の引上げには地域経済の活性化効果があることも踏まえ、昨年度の徳島県のように中央最低賃金審議会の目安額を上回るよう、主体的に茨城県の最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める。

2025年（令和7年）6月9日

茨城県弁護士会

会 長 遠 藤 俊 弘